

鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金交付要綱

制 定 平成31年4月25日付第201900022793号

一部改正 令和3年4月14日付第202100017871号

一部改正 令和5年3月30日付第202200320400号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県産原木又は県産材

鳥取県内の森林で育ち伐採された原木（竹を含む。）又は同原木を県内で製材等加工した木竹材をいう。

(2) 木材産業事業体

県内に工場等の事業所を置き、県産原木又は県産材を取り扱う次の事業を営む事業体をいう。

ア 製材業及びプレカット

イ 木材チップ・木製品製造業（木材専門の家具製造を含む。）

ウ 造作材・合板・LVL・CLT・集成材製造業

エ 原木・製品市場（木材専門の建材業を含む。）

(交付目的)

第3条 本補助金は、県産原木又は県産材を取り扱う木材産業事業体の人材育成及び就業者の資格の取得等を支援することにより、木材産業の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

- 第5条 本補助金の交付申請は、事業実施主体の所在地を管轄する地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所の長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 地方事務所の長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第4号により地方事務所の長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、地方事務所の長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金交付決定前の着手等)

第9条 事業の着手は、原則として、交付決定通知後に行うものとする。ただし、4月30日までに本補助金の交付申請が行われたものに限り、補助金交付決定前に着手することができる。

2 前項のただし書きにより事業に着手したものについては、申請年度の4月1日から交付決定の日までの間に実施した事業を本補助金の対象にすることができる。

(県が実施する調査への協力)

第10条 事業実施主体は、県が実施する木材産業の労働に関する調査（就業状況の調査、離職理由の調査等）に協力しなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月14日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

別表（第4条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額等	6 重要な変更
(1) 人材育成 支援事業	木材産業事業体	ア 人材育成を目的として段階に 応じて（若手・中堅・管理職 等）必要な研修を企画実施する のに要する経費（講師謝金、旅 費） イ 上記内容の外部研修を従業員 が受講するのに要する経費（受 講料） ウ 木材加工技術の向上を目的 に、外部有識者等による定期的 な指導を受けるのに要する経費 （講師謝金、旅費）	1/2	ア 上限10万円 イ 上限5万円 ウ 上限60万円	(1) 補助事業の 新設又は中止及 び廃止 (2) 補助金の 50%を超える減 額
(2) 資格習得 支援事業		安全衛生技能講習等の受講や資 格取得に要する経費（受講料、テ キスト代、資格検定試験手数料、 旅費（県内で実施していない講習 等を県外で受講する場合））		—	

様式第1号（第5条、第8条関係）

年度鳥取県木材産業人材育成推進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

(1) 経費の統括

区 分	事業量	事業費	補助対象 経費	負担区分		備 考
				県補助金	その他	
計						

(注) 該当事業のみ記載すること。

(2) 事業計画（実績）表

ア 人材育成支援事業（研修の企画実施）

研修の内容	受講者数	事業費	補助金額	負担区分		備 考
				県補助金	その他	
	人	円	円	円	円	
計						

(注) 備考欄に経費の内訳（講師謝金、旅費）を記入すること。

イ 人材育成支援事業（外部研修の受講）

研修の内容	受講者数	受講経費	補助金額	備考
	人	円	円	
		()	()	
		()	()	
		()	()	
計		()	()	

(注) 括弧には税抜金額を記入すること。

ウ 人材育成支援事業（外部有識者等による個別指導）

研修の内容	事業費	補助金額	負担区分		備考
			県補助金	その他	
	円	円	円	円	
計					

（注）備考欄に経費の内訳（講師謝金、旅費）を記入すること。

エ 資格習得支援事業

講習等の種類	受講者数	受講経費	補助金額	備考
	人	円	円	
		()	()	
		()	()	
		()	()	
計		()	()	

（注1）括弧には税抜金額を記入すること。

（注2）備考欄に経費内訳（受講料等、旅費）を記入すること。

3 県産材の利用計画（実績）

（単位：立方メートル）

区分		年度 (前年度)	年度 (当該年度)	年度 (次年度)	備考
県産原木	入荷量				
	出荷量				
県産材	入荷量				
	出荷量				

（注）前年度、当該年度、次年度に係る利用実績及び計画を記入すること。利用実績は県産材産地証明に係るものを内数で括弧書きすること。

4 本事業の実施に伴う他の補助金の活用の有無

活用の有無	1 有	2 無
補助金名		
事業内容		
問い合わせ先	部署名・団体名 電話番号	

(注1) 他の補助金の活用の有無について、該当する番号を丸で囲むこと。

(注2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

(注) 該当するものを丸で囲むこと。

6 添付書類

(1) 実績報告時に様式第1号-1を添付すること

年度鳥取県木材産業人材育成推進事業実施状況

1 人材育成支援事業（研修の企画実施）

研修の内容	講師 (所属・氏名)	研修日	研修場所	受講対象 (若手、中堅、管理職等)	受講人数
					人

2 人材育成支援事業（外部研修の受講）

研修の内容	受講者氏名	研修実施機関	受講年月日	備考

3 人材育成支援事業（外部有識者等による個別指導）

指導の内容	講師 (所属・氏名)	指導日	指導場所	備考

4 資格取得支援事業

講習等の種類	受講者氏名	講習等実施機関	受講等年月日	備考

(添付書類)

- 1 人材育成支援事業（研修の企画実施）を実施した者については、実績報告時に以下の書類を添付すること。
 - (1) 研修の概要がわかる資料
 - (2) 請求書、領収書等の金額が分かる証票書類の写し
- 2 人材育成支援事業（外部研修の受講）を実施した者については、実績報告時に以下の書類を添付すること。
 - (1) 受講申込書の写し又は受講票の写し
 - (2) 受講料振込の写し又は受講料領収書の写し
- 3 人材育成支援事業（外部有識者等による個別指導）を実施した者については、実績報告時に以下の書類を添付すること。
 - (1) 指導による成果、今後の課題等をまとめた資料（任意様式）
 - (2) 請求書、領収書等の金額が分かる証票書類の写し
- 4 資格取得支援事業を実施した者については、実績報告時に以下の書類を添付すること。
 - (1) 受講、受験申込書の写し又は受講、受験票の写し
 - (2) 受講、受験料振込の写し又は、受講、受験料領収書の写し
 - (3) 新規取得した免許証等の写し

年度鳥取県木材産業人材育成推進事業収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予算額	(決算額)	(差引増減)	備 考
本補助金				
自己資金				
その他 ()				
計				

(2) 支出

(単位：円)

区 分	予算額	(決算額)	(差引増減)	備 考
人材育成支援事業				
講師謝金				
講師旅費				
受講料				
小計				
資格習得支援事業				
受講料、受験料				
旅費				
小計				
計				

(注1) 申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には決算額及び差引増減額を追記すること。

(注2) 積算根拠を備考欄に記載又は別紙で添付すること。

なお、実績報告時には、領収書等証拠書類を添付すること。

2 事業完了（予定）年月日

年 月 日

番 号
年 月 日

様

職 氏名

年度鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。
（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は「鳥取県木材産業人材育成推進事業」とし、その内容は、（※1）とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金交付要綱（平成31年4月25日付第201900022973号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

（留意事項）

※1は「人材育成支援事業及び資格習得支援事業」、「人材育成支援事業」、「資格習得支援事業」のいずれかを記載する。

職 氏 名 様

所在地
名称
代表者

年度鳥取県木材産業人材育成推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった 年鳥取県木材産業人材育成推進事業について鳥取県木材産業人材育成推進事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額
(年 月 日付第 号による通知額) | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 添付資料 | | |
| (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | |
| (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | |
| (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | | |